

## 富山県情報公開審査会答申概要（答申第28号）

- 件 名 臨時雇用者雇用契約書に係る部分開示決定処分に対する異議申立ての件
- 開示請求年月日 平成19年4月9日
- 実施機関の決定日 平成19年4月23日
- 実施機関（担当課） 知事（文書学術課）
- 決定内容 部分開示決定
- 非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）
- 異議申立て年月日 平成19年4月26日
- 異議申立ての内容 本件部分開示決定処分を取り消し、全部公開の決定を求める。
- 諮問年月日 平成19年5月2日
- 答申年月日 平成21年9月2日
- 争点 実施機関が、本件対象公文書を部分開示とした決定の妥当性
- 審査会の判断

### <結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

### <理由>

#### 本件対象公文書の非開示情報該当性について

条例第7条第2号は、非開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

個人に関する情報とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいい、また、「（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非開示となる趣旨である。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

また、条例第8条第2項においては、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、

当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用することができる。」と規定している。

本件対象公文書中の臨時雇用者の氏名が、条例第7条第2号の非開示情報である個人情報に該当することは言うまでもないが、臨時雇用者の住所及び印影についても、単独では必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、当該情報等が組み合わせられることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合が多い情報であるので、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

また、一般に、個人がどのような労働条件で雇用されているかという情報は、社会通念上、他人には知られたくないと望むものであり、本件対象公文書中の契約年月日、雇用期間、労働時間、週の勤務時間、休憩時間、日額賃金及び1日の勤務時間については、当該個人の所得額を特定するまでに至らないにしても、おおむねの所得額等の労働条件を推定することが可能になると認められることから、本件対象公文書の非開示部分については、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

なお、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

また、本件非開示部分のうち、氏名その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いて公にした場合であっても、本件臨時雇用者として雇用されていることを知っている者にとっては、これらの情報などにより個人を特定できる可能性が否定できず当該個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないため、条例第8条の規定による部分開示はできないものと考えられる。

したがって、実施機関が行った本件処分は、妥当なものと認められる。